公示番号：19a01116
国名：バングラデシュ
担当部署：社会基盤・平和構築部　運輸交通グループ第二チーム
案件名：ハズラット・シャージャラール国際空港におけるグランドハンドリング能力向上プロジェクト詳細計画策定調査（貨物サービス／5S・カイゼン）

１．担当業務、格付等
（１）担当業務：貨物サービス／5S・カイゼン
（２）格　付：3号
（３）業務の種類：調査団参団

２．契約予定期間等
（１）全体期間：2020年2月中旬から2020年3月中旬まで
（２）業務M/M：国内　0.50M/M、現地　0.47M/M、合計　0.97M/M
（３）業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5 日	14 日	5 日

３．簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法
（１）簡易プロポーザル提出部数：1 部
（２）見積書提出部数：1 部
（３）提出期限：1月22日(12時まで)
（４）提出方法：専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）への電子データの提出又は郵送（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル）（いずれも提出期限時刻必着）
提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム＞JICA について＞調達情報＞公告・公示情報／結果＞コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））＞業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）（https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf）をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。
（５）評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2020 年 2 月 7 日（金）までに個別に通知します。

４．簡易プロポーザル評価項目及び配点
（１）業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針	16点
②業務実施上のバックアップ体制等	4点

（２）業務従事予定者の経験能力等：

①類似業務の経験	40点
②対象国又は同類似地域での業務経験	8点
③語学力	16点
④その他学位、資格等	16点
	（計100点）

類似業務	航空貨物取扱に係る各種業務
対象国／類似地域	バングラデシュ／全途上国
語学の種類	英語

５．条件等

（１）参加資格のない社等：なし

（２）必要予防接種：なし

６．業務の背景

バングラデシュ人民共和国（以下、「バングラデシュ」）は、2000 年以降年率平均 6%程度の経済成長を遂げている。これを背景に、首都ダッカに位置するハズラット・シャージャラール国際空港（Hazrat Shahjalal International Airport。以下、「ダッカ空港」）の航空旅客数も 2010 年から 2018 年にかけて年平均で約 8%増加しており、急成長するバングラデシュの社会経済活動を支える基幹インフラとして重要な役割を担っている。

ダッカ空港の国際線旅客数は、2018 年に 707 万人に達し、2020 年までには既存の国際線旅客ターミナルの年間旅客処理能力 800 万人を超過する見込みである。また、同空港で扱う航空貨物量は、2014 年から 2018 年にかけて年平均約 10%上昇し、2018 年には 36 万トンに達している。

現在、ダッカ空港におけるグランドハンドリング業務は主にバングラデシュ国営航空会社であるビーマンバングラデシュ航空（Biman Bangladesh Airlines 以下、「ビーマン航空」）が担っている。しかし、ダッカ空港におけるグランドハンドリングの体制が急増する航空需要に対応できていないため、低調な定時運航率や貨物ハンドリングの質の低下（貨物の破損・紛失等）、ハンドリング所要時間の長期化による貨物の滞留など空港の質の低下に繋がっている。

上記の背景から、ダッカ空港におけるグランドハンドリング能力の改善により空港運営の質を高める必要性が認識され、わが国に対して本技術協力プロジェクトが要請された。

本詳細計画策定調査は、技術協力プロジェクトの実施に向けて、要請背景、ダッカ空港におけるグランドハンドリングの現状、ビーマン航空職員の能力、体制、課題等を確認し、収集した情報を分析・整理した上で、バングラデシュ側とプロジェクトの協力の枠組み（上位目標、プロジェクト目標、成果、指標、活動、協力期間、実施体制、投入等）について確認・協議し、プロジェクト実施に関する合意文書（M/M: Minutes of Meeting）の締結を行うと共に、事前評価を行うことを目的とする。

７．業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される機構職員等と協力・協議・調整しつつ、担当分野に係るデータ・情報を収集・整理し、分析するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（１）国内準備期間（2020 年 2 月中旬～2 月下旬）

①要請背景・内容を把握（要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析）の上、現地調査で収集すべき情報を検討する。ビーマン航空、CAAB 等関係機関に対する質問票（案）（英文）を作成する。質問票は JICA バングラデシュ事務所を通じて事前配布を行う。
②プロジェクトの PDM (Project Design Matrix)案（和文・英文）、PO (Plan of Operations)案（和文・英文）及び事業事前評価表（案）（和文・英文）を検討する。また、JICA による対処方針案の作成に協力する。
③調査団打合せ、対処方針会議などに参加するとともに、評価分析団員が取りまとめる議事録（案）の作成に協力する。

（２）現地派遣期間（2020 年 2 月下旬～3 月上旬）
①JICA バングラデシュ事務所等との打合せに参加する。
②バングラデシュ側関係機関との協議及び現地調査に参加する。
③JICA バングラデシュ事務所を通じてあらかじめ配布した質問票を回収・分析し、その結果を団内で共有する。
④プロジェクトの背景・目的・内容を確認する（要請書や関連報告書等の内容を踏まえた上で、バングラデシュ側関係機関のニーズを確認する）。また、本体プロジェクトにおいて導入予定である 5S・カイゼン手法について、趣旨をバングラデシュ側関係機関に説明する。
⑤担当分野に係る以下の情報・資料を収集し、現状把握及び課題の分析を行い、プロジェクト内容を検討する。
ア） ダッカ空港の貨物サービス（輸出入貨物が貨物ターミナルに搬入されてから搬出されるまでの範囲の取扱作業）に係る状況、今後の計画
イ） 航空貨物ハンドリング業務をおこなっているビーマン航空マーケティング・販売部門(貨物ターミナルグループ)の実施体制(構成、人員体制、職員の技能レベル、マニュアルの有無、実務研修受講有無、使用機材等)
ウ） 貨物サービスに関する課題点の抽出（5S・カイゼン手法の導入が有用と考えられる項目を含む）
エ） ビーマン航空マーケティング・販売部門の本プロジェクト実施体制(人員、機材、予算等)
⑥担当分野の情報を、他調査団員に共有する。各面談の議事録を作成する。
⑦プロジェクトの基本計画を検討し、担当分野にかかる PDM 案（和文・英文）、PO 案（和文・英文）を作成する。
⑧関係者との協議で合意された内容について、討議議事録（R/D：Record of Discussions）（案）（英文）及び M/M（案）（英文）の取りまとめに協力する。
⑨評価 5 項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点から担当分野にかかる事業事前評価表（案）（和文・英文）を作成する。
⑩担当分野に係る現地調査結果を団内に共有し、JICA バングラデシュ事務所に報告する。

（３）帰国後整理期間（2020 年 3 月上旬～3 月中旬）
①担当分野に係る収集資料及び作成資料の整理及び分析を行う。また、評価分析団員による資料取りまとめに協力する。

②評価分析団員が作成するリスク管理チェックシート（案）の作成に必要な情報の取りまとめに協力する。
③帰国報告会、国内打合せ等に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
④担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を作成し、評価分析団員による全体取りまとめに協力する。

８．報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。
（１）担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）
電子データをもって提出することとする。

９．見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」
（http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html）を参照願います。留意点は以下のとおり。
（１）航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、日本⇒シンガポール⇒ダッカ⇒シンガポール⇒日本を標準とします。

１０．特記事項

（１）安全対策措置の厳守
バングラデシュ渡航前・渡航後には最新の安全対策措置に則り、必要な手続きを踏むと共に、本業務従事者の渡航計画及びこれらの実施状況をJICA所定の書式により渡航前に予め連絡し、JICAの承認を得ること。現在の主な手続きは以下の通り。
（渡航前）
① JICAが行う安全対策研修・訓練の受講：必ず「安全対策研修」（対面座学）及び「テロ対策実技訓練」を受講すること。
② JICA安全管理部による渡航前安全対策ブリーフィング：渡航前にブリーフィングを受けること。
③ 外務省「たびレジ」への登録を行うこと。
④ JICAバングラデシュ事務所の安全情報メーリングリスト及び緊急時用SMSへの登録のための連絡先等情報提供登録用のメールアドレス及び現地で使用する携帯電話番号を所定の様式により監督職員に提供すること。
⑤ ダッカ出入国便も含めたバングラデシュ滞在スケジュールも連絡すること。
⑥ 渡航2週間前を目途に「渡航連絡票」を監督職員に提出すること。
（渡航後）
⑦ バングラデシュ到着後、速やかにJICAバングラデシュ事務所によるブリーフィングを受けること。
⑧ バングラデシュ国内での安全対策については安全対策措置及びJICAバングラデシュ事務所の指示に従い、執務室以外の訪問については予め日程表を同事務所に提出して同事務所の承認を得るとともに、現地調査／業務期間中に滞在スケジュールに変更があった際は速やかに同事務所へ報告すること。加えて、現地

作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこと。また、ハルタル等の暴動発生により交通移動や現地入りが制限される場合も想定して、フレキシブルに対応するよう留意するものとし、宿泊場所や執務場所についても、同事務所と協議の上、決定し確保すること。

⑨ ダッカ市外への訪問は、JICAバングラデシュ事務所が定める手続きに従い、事前に承認を得た場合のみ認められる。バングラデシュ警察による武装警護の帯同が必要な場合、その手配はJICAバングラデシュ事務所に事前に相談した上で、同事務所を通じて手配を行うこと。

⑩ 現地業務中は、JICAバングラデシュ事務所に対し、安全管理上必要な報告を行うこと。そのために必要な携帯電話については、同事務所から貸与する。

（２）業務日程／執務環境

①現地業務日程

現地派遣期間は2020年2月22日～3月6日を予定しています。当機構の調査団員の現地調査期間は、2020年2月29日～3月6日を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア）総括（JICA）

イ）協力企画（JICA）

ウ）評価分析（コンサルタント・別途公示）

エ）ランプサービス（コンサルタント・別途公示）

オ）貨物サービス／5S・カイゼン（コンサルタント・本公示）

③便宜供与内容

JICAバングラデシュ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア）空港送迎

あり

イ）宿舎手配

あり

ウ）車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

エ）通訳傭上

なし

オ）現地日程のアレンジ

JICA がアレンジします。なお、官団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ）執務スペースの提供

あり（JICA バングラデシュ事務所内のスペースを利用可能です。）

（２）参考資料

①公開資料

本業務に関する以下の資料がJICA図書館等のウェブサイトで公開されています。

・「バングラデシュ国 ダッカ国際空港の運営に係る情報収集・確認調査ファイナル・レポート」
http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12320024.pdf

②貸与資料
本業務に関する以下の資料を当機構社会基盤・平和構築部運輸交通グループ第二チーム（TEL:03-5226-8168）にて貸与します。
・「ハズラット・シャージャラール国際空港におけるグランドハンドリング能力向上プロジェクト」要請書（写）

③本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス（prtm1@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。
ア） 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」
イ）提供依頼メール：
・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
・本文 ：以下の同意文を含めてください。
「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

（３）その他
①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。
②バングラデシュ国内における宿泊については、安全管理対策上の理由から当機構が宿泊先を制限しているため、宿泊料については、一律13,500円（税抜き）として計上してください。
③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。
④本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上